

平成 30 年 7 月 3 日
大阪府立北千里高等学校

大雨警報発令時の授業措置について（解除のお知らせ）

この度の地震により、大雨警報発令時には当面「大雨警報・暴風警報・特別警報発令に伴う授業措置」により授業実施・休校の判断をすることとしていましたが、地震に関する府の警戒態勢（非常 1 号配備）が解除されたことから、本校でも大雨警報発令時の休校措置等の対応を解除します。なお、暴風警報・特別警報発令に伴う授業措置は以下の通りです。

記

暴風警報・特別警報発令に伴う授業措置

台風の接近など北大阪または、大阪市に「暴風警報」「特別警報（波浪・高潮以外）」（以下「警報」と略）が発令されているときは以下の措置をとる。

ただし、府教委の指示が出た場合はそれに従う。

（1）登校前

①午前 7 時までに「警報」が解除され、かつ阪急電車が運行している場合は、平常通り。

午前 11 時までに「警報」が解除され、かつ阪急電車が運行している場合は、解除時刻の 2 時間後から授業を行う。授業の実施方法については当日指示する。

②「警報」解除後、阪急電車の運行開始が遅れる場合は、上記（1）の時刻を阪急電車の運行開始時刻に読み替えて授業を行う。

③午前 11 時を超えてなお「警報」が発令中の場合は臨時休業とする。

なお、自宅待機・臨時休業のときは登校禁止とする。

（2）在校時

「警報」が発令された時は、下校・帰宅させるが、状況に応じて学校に留め置くこともあります。

（3）その他

上記警報の有無に関わらず、地域的な大雨・洪水等や、交通機関の運行休止などやむをえない事情がある場合は、生徒は無理な登校せず、学校に連絡することとする。